

備、急速凍結設備、製造設備を持つておるような大きな船も入つて参ります。三番目は、漁場から運んできます。魚、又は製品を運んで参ります船舶、四番目は試験場が持つております試験船でありますとか、調査船、指導船、練習船、水産学校が持つておりますような練習船もこれに入りますし、漁業の取締船、この取締船は漁撈設備を持つておるものに限りますが、こういうものをすべて漁船の定義に入れておりまして、これは船舶安全法の中に、漁船の定義がありますが、あれと大体同じ趣旨で書いております。大体以上でございます。

○尾形六郎兵衛君 漁船課長にお聽きしたいのですが、今の第二の漁業に従事する船で、漁獲物の保蔵、又は製造の設備を有するものは、全部漁船に入るとすると、南方の捕鯨船の一千トン以上の船も、或いは北洋に出ておつた鮫鱗工船のような数千トンの船も漁船ということになりますか。

○説明員(高木淳君) 一応漁船の定義の中には入ります。従つてこれの第八條で漁船の建造、改造並びに漁船にするための船舶の改造については、第八條の、この船を作りますときの扱い方は、この中で両立するようになつております。漁船法だけではなしに、適用除外になつております。そういう特別な除外規定を設けております。で今漁船登録でありますとか、その他の項目についても、一様に漁船の中に入つております。

○委員長(木下辰雄君) 外に御質問ございませんか。御質問がありませんけれども、第二章に移ります。第二章は第三條から第八條までになつております。

○衆議院議員(河村善八郎君) 先程尾形委員から漁船とは捕鯨船も含むかと

第三條について御質問ありませんか。大体第三條に建造する場合及び改造及び転用する場合の許可に関する條項であります。

○尾形六郎兵衛君 第三條に移ります。第四條は許可の基準四條に移ります。第五條に移ります。これは許可の効力を失う事項であります。

別に御質問ありませんければ、第六條に移ります。これは許可の取消しの事項であります。第六條も御質問ございませんければ、第七條に移ります。

○尾形六郎兵衛君 今もよつと……本案を前から貰つて置きましたが、大体河村代議士から今御趣旨の大要是、聽きましたが、読む暇もないし、異議はないけれども、ただ特に注意すべきようないことがありましたら、漁船課長からでも一つ御説明願いたいと思います。

○委員長(木下辰雄君) まだ異議なし異議なしで行きますればゆつくり審議する暇もないし……

○委員長(木下辰雄君) 大体この漁船法は二三年前から両院でこれを審議しておりましたけれども、それに基いて行けると思いますけれども、尙尾形委員の御議論がありましたので、さうした意味においてそういう点についての説明を求めるにいたしました。

第七條は漁船の建造が完了した場合、建造若しくは改造が完了した場合においての報告の事項であります。御質問ございませんけれども、第二條に移ります。第八條は只今高木漁船課長から説明されました事項であります。

○尾形六郎兵衛君 このトロール漁業についての説明を求めるにいたしました。

第七條は漁船の建造が完了した場合、建造若しくは改造が完了した場合においての報告の事項であります。御質問ございませんけれども、第二條に移ります。

○衆議院議員(河村善八郎君) その通りです。

○尾形六郎兵衛君 このトロール漁業のトン数は……

○委員長(木下辰雄君) トントンに制限ありません。三百トンでも二百五十トン

いつたような御質問がありました。これらについて、私は原則的に含むとかような基本的な考え方でおるのであります。ただ運輸省の関係でいろいろ話が折合がつかなかつたので、一応捕鯨船と、トロール漁船等の大きな船はこの規定から除外する、こういうふうに折合がついたので、実は我々は捕鯨船から磯舟まで漁船と見るというような考え方であつたのでありますけれども、運輸省関係で遺憾ながらさようなることになつたということを申上げて置きます。

○委員長(木下辰雄君) これは例えば鮫、鯨の工船であるとか、或いは捕鯨母船であるとかいうような母船式の母船、それから捕鯨船、トロール船及びこれらの漁業物を運搬する船、これだけは一応運輸大臣の許可を受けること相成つております。これはいろいろ折衝の結果こういうことになつておるのであります。

○尾形六郎兵衛君 第八條で、さつきのお話は、この條文を見ると、左に掲げる漁船は運輸大臣の許可を受けなければならんといふわけですが、これは漁船でないとは断つておらないようですが、どうですか。

○委員長(木下辰雄君) 漁船です。これについては運輸大臣の許可を受けなければならんということですね。名前は渔船と承知してよろしいですね。

○説明員(高木淳君) この二十條につきましてちょっとと説明させて頂きまます。これは船錨札の適用のことを書いてある箇所でございます。現在漁船登録では漁船はすべて漁船登録をするにいたすことになつております。そ

れで船舶法は現在のところ二十トン以上の漁船に適用されております。二十トン未満総トン数五トン以上の船は船錨規則の適用を受けております。現

在船錨札規則を行なつております。二十七割は県の水産課がいたしております。官厅としては地方厅、大体六割か

一様に含めて漁業者の便に供したいと

でもトロール船であれば、これは運輸大臣の許可を受けなければならんことになつております。その代り「かつ」とありますから、これを適用除外して頂ければ船錨札と漁船登録と一緒に扱えると

次は第九條に移ります。これは漁船登録の事項であります。現在省令で以てこれは実行しております。これは漁船登録の事項であります。現在省令で以てこれは実行しております。

質問がありませんければ第十條に移ります。これは登録の基準であります。同じものであります。

十條も十一條も十二條も十三條も十四條も、現在のままの規定であります。十五條もそうであります。それから十六條、十七條、十八條、十九條、これまで全部現行の省令の事項を譲つてあるのであります。皆さん御承知であろうと思ひます。十九條まで一括して御質問ありましたらお願ひいたします。

○委員長(木下辰雄君) これは第二十二條に対しても御質問あります。これは第四章に移ります。これは関係でございますが、現在船舶の検査といたしましては、一元的に海上保安庁におきまして、国際安全條約に基く船舶安全法によりまして検査をいたしております。従来農林省においておるのであります。

○説明員(高木淳君) この二十二條の関係でございますが、現在船舶の検査といたしましては、一元的に海上保安庁におきまして、国際安全條約に基く船舶安全法によりまして検査をいたしました。それで御質問ありましたらお

願いいたします……第二十二條に対しても御質問あります。これは御承知であろうと思ひます。十九條まで一括して御質問ありましたらお願ひいたします。

○尾形六郎兵衛君 第八條で、さつきのお話は、この條文を見ると、左に掲げる漁船は運輸大臣の許可を受けなければならんといふわけですが、これは

御質問がありませんければ第二十條に移ります。これは船舶法の適用除外で、漁船は船舶法の適用を受けないと

御質問がありませんけれども、二十條であります。これは船舶法の適用のことを書いてある箇所でございます。現在漁船登録では漁船はすべて漁船登録をするにいたすことになつております。そ

れで船舶法は現在のところ二十トン以上の漁船に適用されております。二十

力船の殆んど大部分が漁船であるといふ関係もありますので、漁船登録と同様の水産課がお仕事をやつしておられますから、これを適用除外して頂ければ船錨札と漁船登録と一緒に扱えると

○委員長(木下辰雄君) 御質問がありませんければ二十一條。これは省令への委任事項であります……

それでは第四章に移ります。これは関係でございますが、現在船舶の検査といたしましては、一元的に海上保安庁におきまして、国際安全條約に基く船舶安全法によりまして検査をいたしました。それで御質問ありましたらお

願いいたします……第二十二條に対しても御質問あります。これは関係でございますが、現在船舶の検査といたしましては、一元的に海上保安庁におきまして、国際安全條約に基く船舶安全法によりまして検査をいたしました。それで御質問ありましたらお

願いいたします……第二十二條に対しても御質問あります。これは関係でございますが、現在船舶の検査といたしましては、一元的に海上保安庁におきまして、国際安全條約に基く船舶安全法によりまして検査をいたしました。それで御質問ありましたらお

願いいたします……第二十二條に対しても御質問あります。これは関係でございますが、現在船舶の検査といたしましては、一元的に海上保安庁におきまして、国際安全條約に基く船舶安全法によりまして検査をいたしました。それで御質問ありましたらお

願いいたします……第二十二條に対しても御質問あります。これは関係でございますが、現在船舶の検査といたしましては、一元的に海上保安庁におきまして、国際安全條約に基く船舶安全法によりまして検査をいたしました。それで御質問ありましたらお

願いいたします……第二十二條に対しても御質問あります。これは関係でございますが、現在船舶の検査といたしましては、一元的に海上保安庁におきまして、国際安全條約に基く船舶安全法によりまして検査をいたしました。それで御質問ありましたらお

願いいたします……第二十二條に対しても御質問あります。これは関係でございますが、現在船舶の検査といたしましては、一元的に海上保安庁におきまして、国際安全條約に基く船舶安全法によりまして検査をいたしました。それで御質問ありましたらお

願いいたします……第二十二條に対しても御質問あります。これは関係でございますが、現在船舶の検査といたしましては、一元的に海上保安庁におきまして、国際安全條約に基く船舶安全法によりまして検査をいたしました。それで御質問ありましたらお

願いいたします……第二十二條に対しても御質問あります。これは関係でございますが、現在船舶の検査といたしましては、一元的に海上保安庁におきまして、国際安全條約に基く船舶安全法によりまして検査をいたしました。それで御質問ありましたらお

○委員長(木下辰雄君) 何か質問はありますか。御質問がなければ第二十一条に移ります。二十三條に対しても高木課長の説明を求めます。

○説明員(高木淳君) この二十三條は造るときからいろいろ技術的に優秀なものをやりますので、その出した成績を漁業者にお示ししようというわけで検査成績を合格した者に対しては合格証を、それからいろいろ苦心しましたがまだそこまで行かないものには、今後この点を改善したらということを記載した成績書をお渡ししようということを謳つたのでございます。この技術標準については別途に決めることになつております。飽くまでも漁業の能率を上げるためにそのでき上りましたときにまだ完全でないものは、合格と申せませんまでも、この次には直して頂こうという條件をつけて交付しようということを定めておるのでござります。

○委員長(木下辰雄君) 御質問あります

せんか。ありませんければ第二十四條に移ります。第二十四條は手数料の問題であります。御質問ないよう

ますから第五章に移ります。これは漁船に関する試験の問題であります。そ

れに対しまして高木課長の説明を求めます。第二十五條、第二十六條これを御説明願います。

○説明員(高木淳君) この二十五條は漁船につきましては、一般船舶と用途が著しく変つております關係上、特

殊な考え方をせねばなりませんので、船を造りますとき、その船に入ります機関の、商船でありますと、港を出ますと、出てから先方の港につくまで大

き同じような動かし方で進むのであり

ますが、漁船でありますと漁業によりまして沖へ出まして、その漁業に向かうようにいろいろその機械を動かします。機械におきましてもそのような要求で出て参ります。こうじてことに関係から、特別な要求が出て参ります。機械におきましてもそのような要

しては漁業の知識が特別あるところでは、いろいろ調べて参らねば漁船としての十分な発達を期し得られませんの

で、それを行うためにその設計、試験、農林省の持つております試験研究施設で以て漁業者の便に供そう、二十

五條はその依頼に応ずることでございま

ますが、一般的に漁船の改善をする意

味におきまして、どの漁船にもお手本となつております。飽くまでも漁業の能率を上げるためにそのでき上りました

ときにまだ完全でないものは、合格と申せませんまでも、この次には直して頂こうという條件をつけて交付しよう

が上のいう事柄がありますので、各

種の漁業についてそれべくの大きさに

つきまして、模範設計を定めて漁業者としてそれを見てやると、ぐつと能率

の便に供そうというサービスの部門を

この二十六條に掲げておるわけござ

ります。

○委員長(木下辰雄君) 第二十五条、

審議は第一説会が済みましたので、全部に対しても御質問がありましたらお願

いします。

○審山正一君 この法案についての今

までの折衝過程でG.H.QからOKを受けられなかつたところ、それからこの

始めからの原案と違つてあるところをお示し願いたい。

○衆議院議員(河村善八郎君) 先づ第

一の目的が、これはこの法律を作らん

でも臨時船舶管理法によつて盡されて

いる。それから海上保安庁の内容で規

定してあるもので盡されているから目

的はこれは全く成り立たない、他の法

律に規定してあるからというようなこ

とで、この法案全体を上程するに至ら

てこの法案を了承して頂いたのであります。

○審山正一君 何か運輸省の造船の方

面に關する問題で、二重に重複しておるところ

ありますので、一般の漁民に不服のある場合、訴願の途を考えております事

件に対しまして御質問を求めます。

○説明員(高木淳君) これは御覽の通

りのことです。許可といふこと

のと認めます。

それではこれから討論に移ります。

○委員長(木下辰雄君) 御異議ないと認めます。

○審山正一君 日本社会党を代表いたしまして、本案に賛成するものであります。以上。

○尾形六郎兵衛君 自由党を代表いたしまして、本案に賛成いたします。

○委員長(木下辰雄君) 外に御意見もなければ討論は終局したものと認めて差支えありません。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(木下辰雄君) 御異議ないと認めます。

る研究とか、いろいろなことに対する奨励金を与えて、日本の漁船の非常な優秀船を造ることに向わせたい、かよう

上げることはございません。

○委員長(木下辰雄君) それでは二十九條、第三十條、第三十一條であります。御質問がありませんければ附則七條二十八條に対して御質問がありま

せん。第七章の附則に移ります。第二十九條、第三十條、第三十一條であります。

○説明員(高木淳君) ありません。

○委員長(木下辰雄君) それでは逐條審議は第一説会が済みましたので、全

部に対しても御質問がありましたらお願

いします。

○審山正一君 この法案についての今

までの折衝過程でG.H.QからOKを受けられなかつたところ、それからこの

始めからの原案と違つてあるところをお示し願いたい。

○衆議院議員(河村善八郎君) 先づ第

一の目的が、これはこの法律を作らん

でも臨時船舶管理法によつて盡されて

いる。それから海上保安庁の内容で規

定してあるもので盡されているから目

的はこれは全く成り立たない、他の法

律に規定してあるからというようなこ

とで、この法案全体を上程するに至ら

てこの法案を了承して頂いたのであります。

○審山正一君 何がオミットされたとかされんとかいうお話をあります。その点をちよつと……

○衆議院議員(河村善八郎君) 本法案で

は何ら重複しておません。ただ我々

に考えさせますといふと、いわゆる繩

張争いからこじつけたような意見であつたのであります。そうしたような点

で、関係方面的造船の保りのワインガ

ンであります。これに対しても二十

七條、つまりとの二十七條、削除した二十七條であります。これに対しても二十

七條であります。これに対しても二十

認めます。それでは採決に入ります。本案に賛成の諸君の挙手を願います。

(総員挙手)

○委員長(木下辰雄君) 全員賛成と認めます。よつて本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。尙本会議における委員長の報告の内容については、前例によりまして、委員長に御一任を願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(木下辰雄君) 外に御意見はありませんか。御意見なしようあります。

べきものと決定いたしました。尙本会議における委員長の報告の内容については、前例によりまして、委員長に御一任を願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(木下辰雄君) 御異議ないと認めます。それでは順次多数意見者の署名をお願いいたします。

多數意見者署名

西山 龍七 青山 正一
尾形六郎兵衛 田中 信儀

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(木下辰雄君) 御異議ないと認めます。それでは順次多数意見者の署名をお願いいたします。

多數意見者署名

西山 龍七 青山 正一
尾形六郎兵衛 田中 信儀

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(木下辰雄君) 御異議ないと認めます。それでは順次多数意見者の署名をお願いいたします。

多數意見者署名

西山 龍七 青山 正一
尾形六郎兵衛 田中 信儀

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(木下辰雄君) 御異議ないと認めます。それでは順次多数意見者の署名をお願いいたします。

多數意見者署名

西山 龍七 青山 正一
尾形六郎兵衛 田中 信儀

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(木下辰雄君) 御異議ないと認めます。それでは順次多数意見者の署名をお願いいたします。

多數意見者署名

西山 龍七 青山 正一
尾形六郎兵衛 田中 信儀

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(木下辰雄君) 御異議ないと認めます。それでは順次多数意見者の署名をお願いいたします。

多數意見者署名

西山 龍七 青山 正一
尾形六郎兵衛 田中 信儀

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(木下辰雄君) 御異議ないと認めます。それでは順次多数意見者の署名をお願いいたします。

多數意見者署名

西山 龍七 青山 正一
尾形六郎兵衛 田中 信儀

る調査をちよつと申上げます。

その理由は、本委員会は目下右に開

する調査を進めているが、この調査は

わが国の食糧問題を解決し、ひいては

民生安定に多大の寄与をなすものと思

ますから討論は終局したものと認めて

差支えありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(木下辰雄君) 御異議ないと認めます。

それでは本案の採決に入ります。

○委員長(木下辰雄君) 全員一致と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決すべきものと決定いたしました。

尚例によつて本会議における委員長の報告の内容については委員長に一任をすることに御異議ございませんか。

○委員長(木下辰雄君) 御異議ないと認めます。それでは順次多数意見者の署名をお願いいたします。

多數意見者署名

西山 龍七 青山 正一
尾形六郎兵衛 田中 信儀

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(木下辰雄君) 御異議ないと認めます。それでは順次多数意見者の署名をお願いいたします。

多數意見者署名

西山 龍七 青山 正一
尾形六郎兵衛 田中 信儀

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(木下辰雄君) 御異議ないと認めます。それでは順次多数意見者の署名をお願いいたします。

多數意見者署名

西山 龍七 青山 正一
尾形六郎兵衛 田中 信儀

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(木下辰雄君) 御異議ないと認めます。それでは順次多数意見者の署名をお願いいたします。

多數意見者署名

西山 龍七 青山 正一
尾形六郎兵衛 田中 信儀

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(木下辰雄君) 御異議ないと認めます。それでは順次多数意見者の署名をお願いいたします。

多數意見者署名

西山 龍七 青山 正一
尾形六郎兵衛 田中 信儀

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(木下辰雄君) 御異議ないと認めます。それでは順次多数意見者の署名をお願いいたします。

多數意見者署名

西山 龍七 青山 正一
尾形六郎兵衛 田中 信儀

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(木下辰雄君) 御異議ないと認めます。それでは順次多数意見者の署名をお願いいたします。

多數意見者署名

西山 龍七 青山 正一
尾形六郎兵衛 田中 信儀

午後二時五十九分散会 出席者は左の通り。

委員長

木下 辰雄君 尾形六郎兵衛君

理事

青山 正一君 西山 龍七君

委員

田中 信儀君 河村善八郎君

衆議院議員

政府委員

農林事務官 (水産庁次長) 山本 豊君

説明員

農林技官 (水産庁漁船課長) 高木 勇君

農政部漁船課長 高木 勇君

第一章 総則 (この法律の目的)

第二條 この法律は、漁船の建造を調整し、漁船の登録及び検査に関する制度を確立し、且つ、漁船に

関する試験を行い、もつて漁船の性能の向上を図り、あわせて漁業の生産力の合理的な発展に資すること

を目的とする。

(定義)

第三條 この法律において「漁船」とは、左の各号の一に該当する日本

の船舶をいふ。

一 もつばら漁業に従事する船舶

二 漁業に従事する船舶で漁獲物の保藏又は製造の設備を有する

もの

三 もつばら漁場から漁獲物又はその製品を運搬する船舶

四 もつばら漁業に関する試験、調査、指導若しくは練習に従事する船舶又は漁業の取締に従事する船舶であつて漁ろう設備を有するもの

三 この法律において「動力漁船」とは、船体の長さ、幅若しくは深さを変更し、推進機関を備えた漁船をいふ。

四 この法律において「帆船」とは、若しくは従事する漁業の種類を変更するために船舶の構造若しくは設備に変更を加えることをいう。

第五章 漁船に関する検査 (第二十一条 第二十二条 第二十三条)

第六章 漁船の登録 (第二十四条 第二十五条 第二十六条)

第七章 償則 (第二十七条 第二十八条)

第八章 建造、改修及び転用の許可 (第二十九条 第三十条)

第九章 収容要求書 (第三十一条 第三十二条)

第十章 水産委員長 (第三十三条 第三十四条)

第十一章 参議院議長 (第三十五条 第三十六条)

第十二章 附則 (第三十七条 第三十八条)

第十三章 附則 (第三十九条 第四十条)

第十四章 附則 (第四十一条 第四十二条)

第十五章 附則 (第四十三条 第四十四条)

第十六章 附則 (第四十五条 第四十六条)

第十七章 附則 (第四十七条 第四十八条)

第十八章 附則 (第四十九条 第五十条)

第十九章 附則 (第五十一条 第五十二条)

第二十章 附則 (第五十三条 第五十四条)

第二十一章 附則 (第五十五条 第五十六条)

第二十二章 附則 (第五十七条 第五十八条)

第二十三章 附則 (第五十九条 第六十条)

第二十四章 附則 (第六十一条 第六十条)

第二十五章 附則 (第六十二条 第六十一条)

第二十六章 附則 (第六十三条 第六十条)

第二十七章 附則 (第六十四条 第六十条)

第二十八章 附則 (第六十五条 第六十条)

第二十九章 附則 (第六十六条 第六十条)

第三十章 附則 (第六十七条 第六十条)

第三十一章 附則 (第六十八条 第六十条)

第三十二章 附則 (第六十九条 第六十条)

第三十三章 附則 (第七十条 第六十条)

第三十四章 附則 (第七十一条 第六十条)

第三十五章 附則 (第七十二条 第六十条)

第三十六章 附則 (第七十三条 第六十条)

第三十七章 附則 (第七十四条 第六十条)

第三十八章 附則 (第七十五条 第六十条)

第三十九章 附則 (第七十六条 第六十条)

第四十章 附則 (第七十七条 第六十条)

第四十一章 附則 (第七十八条 第六十条)

第四十二章 附則 (第七十九条 第六十条)

第四十三章 附則 (第八十条 第六十条)

第四十四章 附則 (第八十一条 第六十条)

第四十五章 附則 (第八十二条 第六十条)

第四十六章 附則 (第八十三条 第六十条)

第四十七章 附則 (第八十四条 第六十条)

第四十八章 附則 (第八十五条 第六十条)

第四十九章 附則 (第八十六条 第六十条)

第五十章 附則 (第八十七条 第六十条)

第五十一章 附則 (第八十八条 第六十条)

第五十二章 附則 (第八十九条 第六十条)

第五十三章 附則 (第九十条 第六十条)

第五十四章 附則 (第九十一条 第六十条)

第五十五章 附則 (第九十二条 第六十条)

第五十六章 附則 (第九十三条 第六十条)

第五十七章 附則 (第九十四条 第六十条)

第五十八章 附則 (第九十五条 第六十条)

第五十九章 附則 (第九十六条 第六十条)

第六十章 附則 (第九十七条 第六十条)

第六十一章 附則 (第九十八条 第六十条)

第六十二章 附則 (第九十九条 第六十条)

第六十三章 附則 (第一百条 第六十条)

第六十四章 附則 (第一百一条 第六十条)

第六十五章 附則 (第一百二条 第六十条)

第六十六章 附則 (第一百三条 第六十条)

第六十七章 附則 (第一百四条 第六十条)

第六十八章 附則 (第一百五条 第六十条)

第六十九章 附則 (第一百六条 第六十条)

第七十章 附則 (第一百七条 第六十条)

第七十一章 附則 (第一百八条 第六十条)

第七十二章 附則 (第一百九条 第六十条)

第七十三章 附則 (第一百十条 第六十条)

第七十四章 附則 (第一百一十一条 第六十条)

漁船に改造しようとする者は、その動力漁船が第一号又は第二号に該当する場合にあつては農林大臣の許可を受け、その動力漁船が第三号に該当する場合にあつてはその主たる根拠地（改造の場合につては改造後の主たる根拠地）を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。動力漁船以外の船舶を改造しないで左に掲げる動力漁船として転用しようとする者についても、同様とする。

一 長さ十五メートル以上の動力漁船

二 長さ十五メートル未満の動力漁船で漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十五條の規定に基く命令により農林大臣の許可を要する漁業に従事するもの

三 前二号に掲げるものの以外の動力漁船

2 前項の場合の外、同項各号に掲げる動力漁船を建造し、又は船舶を同項各号に掲げる動力漁船に改造しようとする者についても、同項と同様とする。

3 前二項の許可を受けようとする者は、左に掲げる事項について記載した申請書を農林大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。

二 船名（改造又は転用の場合にあつては改造又は転用前及び改造又は転用後の船名所）

一 申請者の氏名又は名称及び住

6 都道府県知事は、第一項又は第二項の許可をしたときは、その旨を農林大臣に報告しなければならない。

7 第一項又は第二項の許可を受けた者は、その許可に係る建造、改造又は転用について第三項第三号から第八号までに掲げる事項のいずれかを変更しようとするときは、その変更につき、その許可を受けた行政庁の許可を受けなければならない。

8 前項の場合には、第四項から第六項までの規定を準用する。

9 第一項又は第二項の許可を受けた者は、その許可に係る建造又は転用について第三項第一号、第二号及び第九号から第十二号までに掲げる事項のいずれかを変更したときは、遅滞なくその旨をその許可を受けた行政庁に報告しなければならない。
(許可の基準)

第四條 農林大臣又は都道府県知事は、左の各号の一に該当する場合を除き、前條第一項又は第二項の許可をしなければならない。

一 農林大臣が、漁業法百十一条の規定により設置される中央漁業調整審議会の意見をきき、漁業種類別、操業区域別、根拠地の属する都道府県の区域別又は動力漁船の種類別に漁業(漁場から漁獲物又はその製品を運搬する事業を含む。以下本号において同じ。)に從事すること

ができる動力漁船の隻数又は総トン数の最高限度を定めた場合において、その申請に係る前條第一項又は第二項の許可をすることによつてその漁業に從事する動力漁船の隻数又は総トン数がその最高限度をこえることとなるとき。

二 農林大臣が、中央漁業調整委員会の意見をきき、動力漁船の性能につき漁業種類別又は操業区域別に基準を定めた場合において、その申請に係る動力漁船の性能がその基準に適合しないとき。

三 その申請に係る動力漁船の建造又は改修をその造船所又は推進機関製作所において行なうことが技術的に著しく困難と認められるとき。

四 その申請に係る建造又は改修の許可は、その申請に係る建造又は改修の費用に要する費用の調達が著しく困難と認められるとき。

第五條 左の各号の一に該当する場合には、第三條第一項又は第二項の許可是、その効力を失う。

一 その許可が建造に係る場合にあつては、その許可の日から一年以内にしゆん工しないとき。

二　その許可が改造に係る場合にあつては、その許可の日から六箇月以内にその改造の工事が完成しないとき。

三　その許可が転用に係る場合にあつては、その許可の日から二箇月以内に転用による使用を開始しないとき。

四　その許可に係る漁船の従事する漁業が前條第三号の漁業に該当し、且つ、同号の起業の認可を要する場合において、その起業の認可が取り消されたとき。

農林大臣又は都道府県知事は、やむを得ない事由があると認めるときは、第三條第一項又は第二項の許可を受けた者が同條第七項の規定に違反したときは、その許可を取り消すことができる。

(許可の取消)

第六條　農林大臣又は都道府県知事は、第三條第一項又は第二項の許可を受けた者が同條第七項の規定に違反したときは、その許可を取り消すことができる。

2　農林大臣又は都道府県知事は、前項の規定による許可の取消をしようとするときは、あらかじめ、その許可を受けた者に対し、取消の理由並びに聽聞の期日及び場所を文書をもつて通知し、その許可を受けた者又はその代理人が公開の聽聞において弁明し、且つ、有利な証拠を提出する機会を與えなければならない。

(完了報告)

造若しくは改造の工事の状況又は転用による使用開始につき、その許可をした行政庁に報告しなければならない。

(臨時船舶管理法の適用除外)

第八條 漁船の建造及び改造並びに漁船にするための船舶の改造については、臨時船舶管理法(昭和十二年法律第九十三号)第八條の規定に基く命令の規定による運輸大臣の許可を受けることを要しない。但し、左に掲げる漁船については、この限りでない。

一 母船式漁業(製造、冷蔵その他の処理設備を有する母船又はその附屬漁船により營む漁業をいう。)に從事する母船

二 捕鯨業(もりづつを使用してミンクを除くひげ鯨又はまつこ鯨をとる漁業をいう。)に從事する動力漁船

三 トロール漁業(オットダートロール又はビームトロールを使用して營む漁業をいう。)に從事する動力漁船

四 もつばら漁場から前二号の漁業の漁獲物又はその製品を運搬する動力漁船

第五章 漁船の登録

(漁船の登録)

第九條 漁船は、その所有者がその主たる根拠地を管轄する都道府県知事の備える漁船原簿に登録を受けたものでなければ、これを漁船として使用してはならない。

2 前項の登録を受けようとする者は、左に掲げる事項について記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一 申請者の氏名又は名称及び住所

二 船名

三 総トン数

四 船舶の長さ、幅及び深さ

五 船質(木船又は鋼船の別)

六 進水年月日

七 造船所の名称及び所在地

八 推進機関の種類及び馬力数、推進機関の製作所の名称

九 燃料の種類

十 無線電波の型式及び空中線電力

十一 漁船の使用者の氏名又は名稱及び住所

十二 主たる根拠地

十三 漁業種類又は用途

十四 漁船の建造、取得等登録の原因

十五 都道府県知事は、前項の申請者に第三條第一項又は第二項の許可(同條第七項の変更の許可を含む。)を証する書面その他登録に關し必要な書類を提出させることができること

(登録の基準)

十六 漁船の建造、取得等登録の登録票を交付しなければならない。

十七 漁船の登録を受けた漁船が第三條第一項の規定により登録票の交付を受けたときは、同條第二項の場合を除き、登録票に記載された登録番号を當該漁船に表示しなければならない。同項の規定により登録票の交付を受けた漁船に表示されても、その登録を受けた漁船が譲渡されたとき。

十八 登録を受けた漁船が滅失し、沈没し、又は解てつされたとき。

十九 登録を受けた漁船の存否が三箇月間知れないとき。

二十 登録を受けた漁船が讓渡されたり。

(変更の登録)

二十一 漁船の登録について變更が生じたときは、その變更の生じた日(第二項の場合にあつては同項の通知を受けた日)から二週間以内に、その變更の事由を具してその登録をした都道府県知事に対し変更の登録を申請しなければならない。

2 前項の規定により登録票の交付を受けた者がその漁船の使用者でないときは、その交付を受けた者は、運輸業者に登録票を交付しなければならない。

三 その申請に係る事項が虚偽であるとき。

(登録票の交付)

第一條 都道府県知事は、第九條第一項の登録をしたときは、申請者に登録票を交付しなければならない。

2 第九條第一項の登録を受けた漁船の所有者がその漁船の使用者でない場合において、その漁船について同條第二項第八号から第十三号まで掲げる事項に変更を生じたときは、その使用者は、運輸業者に交付しなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の申請があつたときは、第十條各号の場合を除き、漁船原簿に変更の登録をするとともに、登録票を書き換えて交付しなければならない。

(登録の取消)

第一條 都道府県知事は、第九條第一項の登録を受けた漁船が第三條の規定に違反して改造されたとばならない。

2 第十六條 都道府県知事は、第九條第一項の登録を受けた漁船が第三條の規定に違反して改造されたとき、又は老朽若しくは破損等のため漁船として使用することができなくなつたと認めるときは、その漁船の登録を取り消すことができる。

3 第十七條 左に掲げる場合には、漁船の所有者は、運輸なく、その登録をした都道府県知事に登録票を返納しなければならない。但し、登録票を返納することができない正當な事由がある場合において、事由を具してその旨をその都道府県知事に届け出たときは、その返納することを要しない。

4 第十五條 第十九條の規定により登録が取り消されたものとみなす。

(登録票の返納及び登録番号のまつ消)

第一條 左に掲げる場合には、漁船の所有者は、運輸なく、その登録をした都道府県知事に登録票を返納しなければならない。但し、登録票を返納することができない正當な事由がある場合において、事由を具してその旨をその都道府県知事に届け出たときは、その返納することを要しない。

2 第十六條 都道府県知事は、第九條第一項の登録を受けた漁船の所有者は、運輸なく、その登録をした都道府県知事に登録票を返納しなければならない。但し、登録票を返納することができない正當な事由がある場合において、事由を具してその旨をその都道府県知事に届け出たときは、その返納することを要しない。

3 第十七條 左に掲げる場合には、漁船の所有者は、運輸なく、その登録をした都道府県知事に登録票を返納しなければならない。但し、登録票を返納することができない正當な事由がある場合において、事由を具してその旨をその都道府県知事に届け出たときは、その返納することを要しない。

4 第十八條 第十九條の規定により登録が取り消されたものとみなす。

(登録番号の表示)

第一條 都道府県知事は、第十一条第一項の規定により登録票の交付を受けたときは、同條第二項の場合を除き、登録票に記載された登録番号を當該漁船に表示しなければならない。

2 第十九條 第十九條の規定により登録を受けた漁船が譲渡されたとき。

3 第二十條 第十九條の規定により登録を受けた漁船の存否が三箇月間知れないとき。

4 第二十一条 第十九條の規定により登録を受けた漁船が譲渡されたとき。

5 第二十二条 第十九條の規定により登録を受けた漁船の所有者が区域外に変更されたとき。

6 第二十三条 第十九條の規定により登録を受けた漁船の所有者が死亡し、又は解散したとき。

7 第二十四条 第十九條第一項の登録を受けた漁船の所有者は、その漁船について同條第二項第一号から第四号まで及び第八号から第十三号まで

2 前項第六号の場合において、その許可がない。

第一條 第十九條第一項の登録を受けた漁船の所有者は、その漁船について同條第二項第一号から第四号まで及び第八号から第十三号まで

2 前項第六号の場合において、その許可がない。

きは、その使用者は、運輸なく、
所有者にその登録票を返還しなけ
ればならない。

3 第一項各号の場合には、漁船の
所有者（漁船の所有者がその使用
者でない場合にあつては、その使
用者）は、運輸なく、第十三條の
規定によりその漁船に表示された
登録番号をまつ消しなければなら
ない。

（登録票の交付）

第十八條 何人でも、都道府県知事
に對し、漁船の登録の登録本の交付
を請求することができる。

（手数料）

第十九條 左の表の上欄に掲げる者
は、それぞれ同表下欄に掲げる者は、
それぞれ同表下欄に掲げる金額
の範囲内において省令で定める
額の手数料を納めなければなら
ない。

手数料を納めなければ 金額
第一項の登録の 千円
申請をする者 二千円
第十條第一項の変更
の登録又は登録票の再
交付を申請する者 一枚につ
き五十円

項は、省令で定める。
第四章 漁船に関する検査
(依頼検査)

第二十二條 農林大臣は、漁船の所
有者（第三條第一項又は第二項の
許可を受けた者を含む。）から、
その漁船について左に掲げる事項
に関する検査を依頼されたとき
は、設計及び工事の期間中の省令
で定める時並びにしゆん工又は改
造工事完成の時において、検査を
行わなければならない。

第二十三條 農林大臣は、漁船の所
有者（第三條第一項又は第二項の
許可を受けた者を含む。）から、
その漁船について左に掲げる事項
に関する検査を依頼されたとき
は、設計及び工事の期間中の省令
で定める時並びにしゆん工又は改
造工事完成の時において、検査を
行わなければならない。

要すべき事項を記載した検査成績
書を申請者に交付しなければなら
ない。

第二十四條 第二十二條第一項の規
定により検査を受けようとする者
は、検査に要する費用の範囲内に
おいて省令で定める額の手数料を
納めなければならない。

第五章 漁船に関する試験
(設計及び試験の依頼)

第二十五條 何人でも、漁船又は漁
船用機関、漁船用機械その他の漁
船用施設（以下この章において
「漁船等」という。）に関する設計
又は試験を農林大臣に依頼するこ
とができる。

（模範設計）

第二十六條 農林大臣は、漁船の改
善及び発達に資するため、漁船等
に関する模範設計を定めて、これ
を公表するものとする。

第六章 雜則
(訴願)

第二十七條 第三條第一項に掲げる
動力漁船の建造、改造若しくは転
用又は漁船の登録に関する処分
(第六條の規定による農林大臣の
処分を除く。)に不服のある者は、
農林大臣に訴願することができ
る。

（検査成績）

第二十八條 農林大臣は、前項第一
項のしゆん工若しくは改造工事完
成の時における検査又は同條第一
項に掲げるすべての事項について
の検査の結果、同條第三項の技術
基準に適合すると認める場合は、
その検査に合格したことを証する
検査合格証を、その技術基準に適
合しないと認める場合は、改善を
求めた結果を文書をもつて通知す
る機会を与えるべきである。

（船舶法の適用除外）

第二十九條 漁船については、船舶法
(明治三十二年法律第四十六号)第
二十一條の規定に基く命令(船舶
の積量の測度に関する部分を除
く。)を適用しない。

(省令への委任)

第二十一條 この法律に定めるもの
の外、漁船の登録に関する必要な事
業は、その委任する省令で定める。

條第一項若しくは第二項又は第三
項の規定に違反した者

十七條の規定に違反した者
の当該職員の立入又は検査を拒
み妨げ又は忌避した者

第三十一條 法人の代表者又は法人
若しくは管理者の事務所、漁船
の建造若しくは改造の工事の場
所、漁船用機関、漁船用機械その
他の漁船用施設の製作の場所又は
漁船（第三條第一項若しくは第二
項の許可に係る建造若しくは改造
の期間中の検査を省略することが
できる。

第三十二條 法人の代理人、使用人その
他の従業者が法人又は人の業務に
関して前二條の違反行為をしたと
きは、その法人又は人が、違反の
計画を知りその防止に必要な措置
を講じなかつたとき、違反行為を
知りその是正に必要な措置を講じ
なかつたとき、又は違反を教唆し
たときは、行為者を罰する外、そ
の法人又は人に對し各本條の罰金
刑を科する。

第三十三條 法人の代理人、使用人その
他の従業者が法人又は人の業務に
関して前二條の違反行為をしたと
きは、その法人又は人が、違反の
計画を知りその防止に必要な措置
を講じなかつたとき、違反行為を
知りその是正に必要な措置を講じ
なかつたとき、又は違反を教唆し
たときは、行為者を罰する外、そ
の法人又は人に對し各本條の罰金
刑を科する。

第三十四條 法人の代理人、使用人その
他の従業者が法人又は人の業務に
関して前二條の違反行為をしたと
きは、その法人又は人が、違反の
計画を知りその防止に必要な措置
を講じなかつたとき、違反行為を
知りその是正に必要な措置を講じ
なかつたとき、又は違反を教唆し
たときは、行為者を罰する外、そ
の法人又は人に對し各本條の罰金
刑を科する。

第三十五條 法人の代理人、使用人その
他の従業者が法人又は人の業務に
関して前二條の違反行為をしたと
きは、その法人又は人が、違反の
計画を知りその防止に必要な措置
を講じなかつたとき、違反行為を
知りその是正に必要な措置を講じ
なかつたとき、又は違反を教唆し
たときは、行為者を罰する外、そ
の法人又は人に對し各本條の罰金
刑を科する。

第三十六條 法人の代理人、使用人その
他の従業者が法人又は人の業務に
関して前二條の違反行為をしたと
きは、その法人又は人が、違反の
計画を知りその防止に必要な措置
を講じなかつたとき、違反行為を
知りその是正に必要な措置を講じ
なかつたとき、又は違反を教唆し
たときは、行為者を罰する外、そ
の法人又は人に對し各本條の罰金
刑を科する。

第三十七條 法人の代理人、使用人その
他の従業者が法人又は人の業務に
関して前二條の違反行為をしたと
きは、その法人又は人が、違反の
計画を知りその防止に必要な措置
を講じなかつたとき、違反行為を
知りその是正に必要な措置を講じ
なかつたとき、又は違反を教唆し
たときは、行為者を罰する外、そ
の法人又は人に對し各本條の罰金
刑を科する。

第三十八條 法人の代理人、使用人その
他の従業者が法人又は人の業務に
関して前二條の違反行為をしたと
きは、その法人又は人が、違反の
計画を知りその防止に必要な措置
を講じなかつたとき、違反行為を
知りその是正に必要な措置を講じ
なかつたとき、又は違反を教唆し
たときは、行為者を罰する外、そ
の法人又は人に對し各本條の罰金
刑を科する。

第三十九條 法人の代理人、使用人その
他の従業者が法人又は人の業務に
関して前二條の違反行為をしたと
きは、その法人又は人が、違反の
計画を知りその防止に必要な措置
を講じなかつたとき、違反行為を
知りその是正に必要な措置を講じ
なかつたとき、又は違反を教唆し
たときは、行為者を罰する外、そ
の法人又は人に對し各本條の罰金
刑を科する。

第四十條 法人の代理人、使用人その
他の従業者が法人又は人の業務に
関して前二條の違反行為をしたと
きは、その法人又は人が、違反の
計画を知りその防止に必要な措置
を講じなかつたとき、違反行為を
知りその是正に必要な措置を講じ
なかつたとき、又は違反を教唆し
たときは、行為者を罰する外、そ
の法人又は人に對し各本條の罰金
刑を科する。

第四十一條 法人の代理人、使用人その
他の従業者が法人又は人の業務に
関して前二條の違反行為をしたと
きは、その法人又は人が、違反の
計画を知りその防止に必要な措置
を講じなかつたとき、違反行為を
知りその是正に必要な措置を講じ
なかつたとき、又は違反を教唆し
たときは、行為者を罰する外、そ
の法人又は人に對し各本條の罰金
刑を科する。

第四十二條 法人の代理人、使用人その
他の従業者が法人又は人の業務に
関して前二條の違反行為をしたと
きは、その法人又は人が、違反の
計画を知りその防止に必要な措置
を講じなかつたとき、違反行為を
知りその是正に必要な措置を講じ
なかつたとき、又は違反を教唆し
たときは、行為者を罰する外、そ
の法人又は人に對し各本條の罰金
刑を科する。

第四十三條 法人の代理人、使用人その
他の従業者が法人又は人の業務に
関して前二條の違反行為をしたと
きは、その法人又は人が、違反の
計画を知りその防止に必要な措置
を講じなかつたとき、違反行為を
知りその是正に必要な措置を講じ
なかつたとき、又は違反を教唆し
たときは、行為者を罰する外、そ
の法人又は人に對し各本條の罰金
刑を科する。

第四十四條 法人の代理人、使用人その
他の従業者が法人又は人の業務に
関して前二條の違反行為をしたと
きは、その法人又は人が、違反の
計画を知りその防止に必要な措置
を講じなかつたとき、違反行為を
知りその是正に必要な措置を講じ
なかつたとき、又は違反を教唆し
たときは、行為者を罰する外、そ
の法人又は人に對し各本條の罰金
刑を科する。

第四十五條 法人の代理人、使用人その
他の従業者が法人又は人の業務に
関して前二條の違反行為をしたと
きは、その法人又は人が、違反の
計画を知りその防止に必要な措置
を講じなかつたとき、違反行為を
知りその是正に必要な措置を講じ
なかつたとき、又は違反を教唆し
たときは、行為者を罰する外、そ
の法人又は人に對し各本條の罰金
刑を科する。

第四十六條 法人の代理人、使用人その
他の従業者が法人又は人の業務に
関して前二條の違反行為をしたと
きは、その法人又は人が、違反の
計画を知りその防止に必要な措置
を講じなかつたとき、違反行為を
知りその是正に必要な措置を講じ
なかつたとき、又は違反を教唆し
たときは、行為者を罰する外、そ
の法人又は人に對し各本條の罰金
刑を科する。

第四十七條 法人の代理人、使用人その
他の従業者が法人又は人の業務に
関して前二條の違反行為をしたと
きは、その法人又は人が、違反の
計画を知りその防止に必要な措置
を講じなかつたとき、違反行為を
知りその是正に必要な措置を講じ
なかつたとき、又は違反を教唆し
たときは、行為者を罰する外、そ
の法人又は人に對し各本條の罰金
刑を科する。

第四十八條 法人の代理人、使用人その
他の従業者が法人又は人の業務に
関して前二條の違反行為をしたと
きは、その法人又は人が、違反の
計画を知りその防止に必要な措置
を講じなかつたとき、違反行為を
知りその是正に必要な措置を講じ
なかつたとき、又は違反を教唆し
たときは、行為者を罰する外、そ
の法人又は人に對し各本條の罰金
刑を科する。

第四十九條 法人の代理人、使用人その
他の従業者が法人又は人の業務に
関して前二條の違反行為をしたと
きは、その法人又は人が、違反の
計画を知りその防止に必要な措置
を講じなかつたとき、違反行為を
知りその是正に必要な措置を講じ
なかつたとき、又は違反を教唆し
たときは、行為者を罰する外、そ
の法人又は人に對し各本條の罰金
刑を科する。

第五十條 法人の代理人、使用人その
他の従業者が法人又は人の業務に
関して前二條の違反行為をしたと
きは、その法人又は人が、違反の
計画を知りその防止に必要な措置
を講じなかつたとき、違反行為を
知りその是正に必要な措置を講じ
なかつたとき、又は違反を教唆し
たときは、行為者を罰する外、そ
の法人又は人に對し各本條の罰金
刑を科する。

第五十一條 法人の代理人、使用人その
他の従業者が法人又は人の業務に
関して前二條の違反行為をしたと
きは、その法人又は人が、違反の
計画を知りその防止に必要な措置
を講じなかつたとき、違反行為を
知りその是正に必要な措置を講じ
なかつたとき、又は違反を教唆し
たときは、行為者を罰する外、そ
の法人又は人に對し各本條の罰金
刑を科する。

第五十二條 法人の代理人、使用人その
他の従業者が法人又は人の業務に
関して前二條の違反行為をしたと
きは、その法人又は人が、違反の
計画を知りその防止に必要な措置
を講じなかつたとき、違反行為を
知りその是正に必要な措置を講じ
なかつたとき、又は違反を教唆し
たときは、行為者を罰する外、そ
の法人又は人に對し各本條の罰金
刑を科する。

とみなす。

5 水産庁設置法（昭和二十三年法律第七十八号）の一部を次のよう
に改正する。

第二條第一号中「漁船及び漁船用
機関の生産及び検査に関するも
のを除く。」を削る。

第二條第四号を次のように改め
る。

四 漁船保険に関する事務を処理
すること。

同條同号の次に次の一号を加え
る。

四の二 漁船建造の、改造又は転
用の許可、漁船の登録及び漁船
の検査に関する事務を処理する
こと。